完了検査の郵送受付について

令和2年4月17日

令和２年６月１日更新

大阪府住宅まちづくり部　建築指導室

審査指導課　開発許可グループ

都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく完了検査については、窓口での受付を継続しているところですが、当分の間、次のとおり郵送による受付、交付等を行いますので、郵送に必要なものを添えて提出してください。

【郵送による基本的な受付の流れ】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 |  | 大阪府担当窓口 | 留意事項 |
| 検査済証  回答書  工事完了届出（申請）書1部  検査日調整 | 郵送（※１）  郵送  FAX・郵送等  電話等 | 届出（申請）書受付  現場検査  （質疑等）  届出（申請）書確認  検査済証交付  検査日調整 | 不備がある場合、再提出・追加資料の提出（郵送）を求めることがありますのでご注意ください。  届出（申請）書受付に時間を要した場合、検査日を再調整させていただく場合があります。  (※１)は書留郵便等配達の記録が残るものにしてください。トラブル防止のため、可能な限り「配達証明」としてください。  市町村経由済のものに限ります。 |

【郵送受付が可能なもの】

□都市計画法：工事完了届出書、宅造法：工事完了検査申請書

□「都市計画法第80条・宅地造成等規制法第19条による報告事項等指示書」に記載のある図書

※検査の受付時に必要な図書となります。不足している場合は、受付ができないことがありますのでご注意ください。

【郵送による交付や返却に必要なもの等】

(1) 必要なもの

　　　交付や返却をする書類の返信用封筒等　１通

1. 検査済証用（例：レターパックプラス(赤)等）

信書を送ることができ、受領確認ができるものとしてください。

※①の返信用封筒にはあらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名・連絡先等を記入してください。

(2) 注意事項

1. 申請等にあたって必要となる郵送費用はすべて申請者／届出者の負担となります。申請書等に不備があり本府から返送する場合も申請者／届出者の負担となりますので、ご注意ください。
2. 郵送に時間を要することとなりますので、時間余裕をもって申請等を行ってください。
3. 郵送事故に関して、本府は責任を負いません。

　(３)その他

「[新型コロナウイルス感染症対策に伴う郵送による申請の受付等について](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kinkyuujitai_yuso/index.html)」も併せてご覧ください。

【問合せ・送付宛先】

〒559-8555

　大阪市住之江区南港北1-14-16

　大阪府咲州庁舎27階

大阪府　住宅まちづくり部　建築指導室

審査指導課　開発許可グループ

電話　０６－６２１０－９７２２（直通）

FAX　０６－６２１０－９７２８